

秩父市立病院職員を募集します

採用予定職種（平成30年4月1日付採用予定）

- ・看護師 5人程度
- ・薬剤師 1人

※受験資格等は、実施要項（市HPにも掲載）でご確認ください。

試験 とき 1月23日(火)
ところ 市立病院

実施要項

市立病院管理課（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

受付期間 12月1日(金)～12月28日(木)午前8時30分～午後5時15分

（持参：土曜・日曜を除く。ただし、23日（土・祝）は、午前8時30分～正午まで。郵送：期間内必着）

市立病院管理課

☎23-0611 FAX23-0650

秩父市職員を追加募集します

採用予定職種（平成30年4月1日付採用予定）

- ・一般事務職
 - ・一般事務職（社会福祉）
 - ・保健師
- 4人程度

※受験資格等は、実施要項（市HPにも掲載）でご確認ください。

試験 とき 1月21日(日)
ところ 秩父市役所（予定）

※全ての採用予定職種に対して適性試験を実施するほか、職種により教養試験または専門試験を実施します。

実施要項・申込書の配布

12月1日(金)から人事課（土・日は、本庁舎1階の休日窓口）で配布および、市HPからダウンロード

受付期間 12月20日(水)～26日(火)午前8時30分～午後5時15分（土・日を除く、持参に限る）

人事課 ☎22-2207

事業主の皆さん

給与支払報告書の提出をお願いします

前年中に個人に対して給与・賃金等を支払われた法人・個人は、その受給者の1月1日現在（または退職時）に住民登録をしている市区町村に、給与支払報告書を提出する義務があります。

平成29年度に、市へ給与支払報告提出のあった事業所または市県民税の特別徴収の実績がある事業所へ、12月中旬に総括表（給与支払報告書提出時の表紙）を発送しますので、ご利用ください。

総括表が届かなかった場合は、市HPから様式をダウンロード、印刷してご使用ください。

提出期限は平成30年1月31日(水)です。

パートやアルバイトなどの就業形態にかかわらず提出をお願いします。eLTAX（地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム）での給与支払報告書の提出も受け付けています。

給与所得者の市県民税は、

「特別徴収（給与天引き）」で納税をお願いします
埼玉県と県内全ての市町村では、市県民税の特別徴収による納税を徹底するため、該当する全ての事業所を、原則として「特別徴収義務者」に指定する取り組みを進めています。引き続き特別徴収による納税にご協力をお願いします。

また、退職等の異動があった場合は、速やかに「給与所得者異動届」の提出をお願いします。

市民税課市民税担当

☎22-2209

歳末たすけあい募金を配分

秩父市社会福祉協議会では歳末たすけあい募金をもとに、支援を必要とする世帯等に配分します。

1. 歳末たすけあい援護金

対象 次をすべて満たす世帯

- ①生活困窮状態が著しいこと
- ②世帯構成者全員が平成29年度市・県民税非課税であること
- ③秩父市内に1年以上居住していること

※生活保護世帯、施設・病院等に入所・入院している方は対象外です。

配分金額 1世帯10,000円

申込期限 平成30年2月23日(金)まで

2. ひとり親世帯小・中学校新入学支度金

対象 次をすべて満たす世帯

- ①市内在住で、ひとり親世帯（祖父母との同居を除く）か、父母のない子を扶養している世帯で子が、平成30年4月に小中学校に入学予定であること
- ②平成29年度市県民税非課税世帯であること
- ③生活保護受給中でないこと

配分金額 小学校1人20,000円
中学校1人25,000円

3. 学習支援事業配分

対象 右記1・2の配分の申請をし、決定となった世帯の未就学児から高校在学中までの子供1人5,000円の図書カード

※この配分単体での申請書はありません。

5. 地域福祉サービスマネジメント事業配分

対象 次をすべて満たす団体

- ①平成29年4月以前にボランティア活動を始め、市内の地域、施設で活動をする団体で、会員3人以上で構成されていること
- ②自治体、社協などからの補助金が10万円以内であること

配分金額 一団体30,000円

申込期限 平成30年1月30日(火)

6. 東日本大震災見舞金配分

対象 次をすべて満たす世帯

- ①東日本大震災による被災証明・り災証明を受けていること
- ②12月1日現在、市内に在住し、申請後1カ月以上居住する見込みであること

配分金額 1世帯10,000円

申込期限 平成30年1月30日(火)

申込方法

- 1、2、3は申請書等を本会各事務所または居住地区の民生委員に提出
- 4、5、6は申請書および必要書類を本会各事務所に提出

秩父市社会福祉協議会各事務所
秩父事務所 ☎22-11514
吉田事務所 ☎55-10847
大滝事務所 ☎54-12968
荒川事務所 ☎54-12968

不法投棄は犯罪行為です！

私たちが住んでいる秩父市は、山や川に囲まれ、自然豊かな景観をたたえる町です。

しかし、その豊かな自然を逆手に取った悪質な「不法投棄」が後を絶ちません。不法投棄する人は、そこを「ゴミ箱」とでも思っ捨てていくのかもしれない。

このような不法投棄を防ぐためにも行政と地域が協力し、秩父市の豊かな自然を守るために「不法投棄をしない、させない、許さない」環境づくりを力を合わせて取り組みましょう。廃棄物を不法投棄すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方の罰則を受けることがあります。不法投棄の行為者が不明な場合、そのごみの処理費用は、土地所有者の負担となることがあります。

不法投棄をさせないためのポイント

- ・ごみをこまめに拾う（ごみごみを呼びます）
 - ・鳥居を模したもや花壇を作るなど、捨てにくい環境にする
 - ・人が容易に立ち入れないようにロープなどを張る
- 不法投棄を見つけたら、お知らせください。
- 生活衛生課 ☎25-15202